山口市保育施設利用調整基準

<利用調整基準の考え方>

- 1. 父、母それぞれの保育ができない理由や状況別に当てはまる《基本指数》を合算する。
- 2. 1で算出した指数に、世帯の状況に応じて《調整指数》を加減する。
- 3. 点数が高い順に利用を希望する施設について利用調整を行う。 同点の場合は《指数が同点の場合の優先順位》により判断する。

<4月一次利用調整について>

- 4月一次利用調整については、以下の1~5の順で利用調整を行う。
- 1. 3歳未満児保育施設・地域型保育施設(従業員枠除く)の卒園児
- 2. きょうだいで別々の園に入園しており、きょうだいと同じ施設へ転園を希望する場合
- 3. 遠方への転勤・転居があり、通園に著しい支障があると認められる場合
- 4. 自宅・職場等から遠方の保育施設へ入園しており、通園に著しい支障があると認められる場合
- 5. 新規申込み

《基本指数》

番号	種別			保護者(父母)の状況	指数
	居宅外就労	外勤 居宅外 自営	1ヶ月の就労時間	160時間以上	50
			1ヶ月の就労時間	140時間以上160時間未満	45
1			1ヶ月の就労時間	120時間以上140時間未満	40
'			1ヶ月の就労時間	100時間以上120時間未満	35
			1ヶ月の就労時間	75時間以上100時間未満	30
			1ヶ月の就労時間	75時間未満	25
	居宅内就労	居宅内自営在宅勤務	1ヶ月の就労時間	160時間以上	45
3			1ヶ月の就労時間	140時間以上160時間未満	40
			1ヶ月の就労時間	120時間以上140時間未満	35
			1ヶ月の就労時間	100時間以上120時間未満	30
			1ヶ月の就労時間	75時間以上100時間未満	25
			1ヶ月の就労時間	75時間未満	20
		内職	1ヶ月の就労時間	75時間以上	20
			1ヶ月の就労時間	75時間未満	15

4	出産		産前8週・産後8週	30
	疾病		長期入院・常時病臥	50
5			精神疾患	40
			上記以外で疾病により日常生活に支障がある場合	30
			上記以外で疾病により日常生活に支障はないが保育できない場 合	20
	障がい		身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳 Aに該当する場合	50
6			身体障害者手帳2・3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bに該当する場合	40
			身体障害者手帳4級以下に該当する場合	25
	介護 看護	居宅外	長期入院や施設に入所している親族の付き添い	番号1に準 ずる
7		居宅内	きわめて重度の疾病、障がいなどにより常時看護、付き添い、観察等が必要な同居親族の看護	45
			上記以外の親族の看護	20
8	 災害		震災、風水害、火災等で家屋が失われ、又は損傷を受け、その 復旧にあたっている場合	50
	求職中		就労内定	番号1~3に 準ずる
9			ひとり親家庭または生計中心者の失業による求職	15
			求職中	5
10	就学		学校もしくは職業訓練の通学・通所のため保育できない場合	番号1に準ずる
			通信制高校、通信制大学など、居宅内での学習が主な就学の場合	番号2に準 ずる
11			虐待やDV等により、児童福祉の観点から特に保育が必要であると判断される場合	50
12	不存在		父、母が死亡、離別等で不在の場合 父、母が単身赴任等で申込児童と日常生活をともにしていない 場合	50

《調整指数(加点)》

調整指数の加点を適用する世帯等の状況	指数
1. ひとり親家庭	20
2. 育児休業取得時に一旦退所し、復帰時の再申込みの場合	16
3. 家計の主宰者(同居の祖父母等)が失業中	11
4. 山口市内の放課後児童クラブで支援員をしている場合(就労予定含む)	8
5. 生活保護家庭で父母のどちらかもしくは両方が就労・就学・求職中の場合	8
6. きょうだい同時申込み、もしくはきょうだいが既に在園している場合	6
7. 居宅内就労で、刃物・薬品等の危険物を取り扱う場合	5
8. 申込み児童の障がいによる療育施設等通所のため就労時間が制限される場合	5
9. 申込み児童本人が障がい児である (障がいに関する手帳もしくは手帳の交付に関する診断書での証明必要)	4
10. 単身赴任・長期入院等で児童と日常生活をともにしていない親がいる場合(ひとり親世帯を除く)	4
11. 保護者が保育できない理由のうち2つ以上に該当する場合	3
12. 利用調整日現在まで継続して申込み(待機)している期間が6ヶ月以上	2
13. 産後休暇・育児休業明け(2にあてはまる場合を除く)	1
14. 現に扶養しているこどもが3人以上の世帯で、申込み児童が第3子以降の場合	1
15. 虐待やDV等による事情あるいは児童福祉上の緊急の必要性が認められる状況であること等、市長が特に調整が必要と認める場合	状況に応じ て判断
16. 認可外保育施設の認可移行後の同施設への継続利用を第一希望とする場合(移行月のみ)	20

《保育士優先入園に関する調整指数(加点)》

保育士優先入園を適用する世帯等の状況				
17. 保護者が山口市内の認可保育所及びへき地保育所、認定こども園、地域型保育事業所、預かり保育を実施している幼稚園で保育士	左記施設における1ヶ月の就労時間 120時間以上 (※)	50		
制、預かり休育を美施している幼稚園で休育工 もしくは幼稚園教諭として勤務している場合(就 労予定含む)	左記施設における1ヶ月の就労時間 64時間以上120時間未満	8		

^{※「}優先利用申込書(保育士等用)」を提出された場合のみ対象となる。 ※保育施設の空き状況によっては、この優先利用申込によっても希望の保育施設等を利用できない可能性がある。

《調整指数(減点)》

調整指数の減点を適用する世帯等の状況	指数
18. 夜間勤務(就労時間が全て19:00~7:00の間の場合)	-1
19. 別住所の祖父母が保育協力可能であると判断される場合 (市内在住で65歳未満の祖父母が無職かつ疾病等がない場合)	-2
20. 一度入園決定した園を辞退した場合(当該年度の利用調整に適用)	-2
21. 自営協力・農業などで、雇用者が配偶者もしくは3親等内の親族であり、給与の支払いがない場合	-3
22. 同居の祖父母が保育協力可能であると判断される場合 (同居の65歳未満の祖父母が無職かつ疾病等がない場合)	-6
23. 申し込み日時点で利用者負担額の滞納がある世帯	-8

《指数が同点の場合の優先順位》

- 1. ひとり親家庭
- 2. きょうだいが同じ園に入園できる場合
 - ①既にきょうだいが通園もしくは入園が決定している園に入園できる場合
 - ②きょうだい同時に同じ園に入園できる場合
- 3. 待機期間が長い順
- 4. 利用者負担額決定に使用する市町村民税額の低い順

備考

ひとり親家庭の場合、不在の親の基本指数は不存在の点数を加算する。

就労・就学時間は休憩時間を含み、残業時間・通勤時間は含まず判断する。

産後休暇・育児休業から復職予定での申込みの場合は復職後の就労時間で判断する。

ただし、育児短時間勤務や部分休業を取得し、勤務時間が短縮されている場合は短縮後の勤務時間で判断する。 就労内定の場合の基本指数は、内定している就労の形態・時間に応じて決定する。

基本指数「番号1に準ずる」と記載の場合は、1ヶ月あたりの介護・看護や就学時間に応じて居宅外就労の基本指数を適用する。

基本指数「番号2に準ずる」と記載の場合は、1ヶ月あたりの就学時間に応じて居宅内就労の基本指数を適用する。 調整指数「利用調整日現在まで継続して申込み(待機)している期間が6ヶ月以上」には転園希望の場合に適用しない。 へき地保育所の利用調整については、上記の表にかかわらず、阿東地域在住児童を優先する。